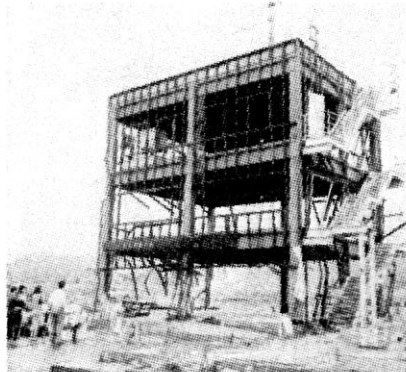


特殊公務災害 32人不認定

南三陸、防災庁舎で被災の職員

東日本大震災による津波で、宮城県南三陸町の防災対策庁舎で死亡・行方不明となった町職員33人の遺族が、危険な公務中の災害だったとして「特殊公務災害」を申請したところ、32人が不認定となったことが5日、わかった。1人は未決定。遺族は不服として、医師や弁護士などからなる第三者委員会に順次、審査請求を行っている。ある遺族は「震災という特殊な状況。弾力的な判断をしてほしかった」と話している。



町職員が死亡・行方不明になった防災対策庁舎（5日午後、宮城県南三陸町で）

「逃げればよかったのか」

公務中の災害への補償を取り扱う地方公務員災害補償基金が決定した。公務災害が認められると、最大2160万円の一時金のほか、給与や家族構成に応じた年金などが遺族に支払われる。特に危険が予測される状況下で犠牲に

なった場合などには「特殊公務災害」と認定され、一時金、年金とも最大1・5倍が支払われる。防災対策庁舎にいた職員は当時、津波が到達する直前まで、防災無線などを通じて住民に避難を呼びかけ続けた。その後、屋上に避難するなどしたものの、町職員ら42人が犠牲になった。同基金は、申請のあった32人について、防災対策庁舎は災害対策本部が設置され、上階にまで大きな被害が及ぶとは予想されていなかったと判断。「高度の危険が予測される状況下で職務に従事していたと認めることは困難」として特殊公務災害とは認めず、一般の

公務災害に当たるとした。同基金によると、大震災で犠牲となり、公務災害が認められた宮城、岩手、福島県の3県の自治体職員は281人になる。このうち142人が特殊公務災害を申請し、今年5月時点で認められたのは24人。大半が警察官や消防隊員だが、宮城県内では、自治体職員が庁舎外で避難誘導を行っていたケースなど3件で認められたものもあった。特殊公務災害と認められなかった南三陸町職員の遺族は「職務を放棄して逃げればよかったのか。町民を守るために残ったのに『無駄死にだったのか』と感じてしまう」と話す。同基金は「法律の規定に基づいて判断させていた」としている。